

## 宮城県へき地保健医療対策検討会開催要綱

### (目的)

第1 へき地保健医療対策について、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県へき地保健医療対策検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2 検討会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 宮城県地域医療計画のうち、へき地医療に係る各種施策に関すること
- (2) その他へき地保健医療対策に関すること

### (構成)

第3 検討会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

### (座長)

第4 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5 検討会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部医療政策課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。